

制度の概要～企業年金（確定給付型）における年金と一時金～

- 民間の企業年金（確定給付型）は、老齢を支給事由とする年金給付を基礎としているが、年金給付に保証期間を設け、
 - 保証期間の範囲内で年金に代えて一時金受給を選択すること
 - 保証期間中に老齢年金受給者が死亡した場合には保証期間の残余分を遺族に給付することが可能となっている。

【保証期間】

- 受給者の生死に関わらず支給が保証されている期間をいう。
- 終身年金について設ける場合、一般的には15～20年程度で設定。
 - ※ 保証期間は20年を超えないこととされている。

【年金に代えて一時金を受給する場合】

- 保証期間の範囲内で、全部又は一部を一時金として選択可能。
 - ※ 例えば、25%、50%、75%、100%というように、あらかじめ選択割合が規約で定められていることが多い。
- 一時金を選択した部分に対応する年金は終身部分も含めて支給されない。
 - ※ 100%一時金を選択した場合には、年金制度からは完全に離れることとなる。
- 年金支給開始時、又は、年金支給開始から5年経過後に（保証期間の残余分について）選択可能。
 - ※ 支給開始から5年経過する前でも、災害等の事由があれば選択可能。

【遺族給付】

- 保証期間の残余分について年金又は一時金を給付（一時金のみ規約もある）。

（注）上記の各種基準等は確定給付企業年金の場合であるが、厚生年金基金の上乗せ部分についても、選択時期の基準等若干異なるものの類似の仕組みとなっている。